

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
I－１－２ 金融商品取引業者等の監督に当たっての基本的考え方 上記を踏まえると、金融商品取引業者等の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。 （１）～（３） （略） （４）効率的・効果的な監督事務の確保 監督当局及び金融商品取引業者等の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。従って、金融商品取引業者等に報告や資料提出等を求める場合には、監督上真に必要なものに限定するよう配意するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。 既報告や資料提出等については、金融商品取引業者等の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年１回定期的に点検を行う。その際、金融商品取引業者等の意見を十分にヒアリングするとともに、検査部局等との適切な連携に留意する。 更に、多様化する金融商品取引業者等の業務に応じた監督事務を行うことに努める必要がある。特に、国際的に活動する金融商品取引業者グループ（Ⅳ－５に定義するものをいう。）については、金融商品取引業者単体の監督と併せ、金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえて行う必要がある。 また、金融商品取引業者等の監督において、金融商品取引法（以下「金	I－１－２ 金融商品取引業者等の監督に当たっての基本的考え方 上記を踏まえると、金融商品取引業者等の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。 （１）～（３） （略） （４）効率的・効果的な監督事務の確保 監督当局及び金融商品取引業者等の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は、<u>金融商品取引業者等の規模や特性を十分に踏まえ</u>、効率的・効果的に行われる必要がある。従って、金融商品取引業者等に報告や資料提出等を求める場合には、監督上真に必要なものに限定するよう配意するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。 既報告や資料提出等については、金融商品取引業者等の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年１回定期的に点検を行う。その際、金融商品取引業者等の意見を十分にヒアリングするとともに、検査部局等との適切な連携に留意する。 更に、多様化する金融商品取引業者等の業務に応じた監督事務を行うことに努める必要がある。特に、国際的に活動する金融商品取引業者グループ（Ⅳ－５に定義するものをいう。）については、金融商品取引業者単体の監督と併せ、金融コングロマリット監督指針に記載された視点を踏まえて行う必要がある。 また、金融商品取引業者等の監督において、金融商品取引法（以下「金

現 行	改 正 後
商法」という。)上に規定されている自主規制機関である金融商品取引業協会(認可金融商品取引業協会又は公益法人金融商品取引業協会をいう。以下同じ。)や金融商品取引所は、金融商品取引業者等に対して市場の実情に精通している者として自らを律していくことにより投資者からの信頼を確保させる自主規制機能を担っており、監督上の連携を密接に行う必要がある。 <u>(新設)</u>	商法」という。)上に規定されている自主規制機関である金融商品取引業協会(認可金融商品取引業協会又は公益法人金融商品取引業協会をいう。以下同じ。)や金融商品取引所は、金融商品取引業者等に対して市場の実情に精通している者として自らを律していくことにより投資者からの信頼を確保させる自主規制機能を担っており、監督上の連携を密接に行う必要がある。 <u>併せて、金融商品仲介業者に対する監督に当たっては、基本的に、所属金融商品取引業者等への監督を通じて、金融商品仲介業者が営む金融商品仲介業に係る業務の健全かつ適切な運営が確保されるよう監督を行う必要がある。ただし、金融商品仲介業者に固有の問題がある場合や特定の金融商品仲介業者の間に共通の問題がある場合など、当局が直接に金融商品仲介業者を指導、監督する必要がある場合には、当該金融商品仲介業者の規模や特性を十分に踏まえ、事務負担の軽減に留意する必要がある。</u> <u>(注)金融商品取引業者等や金融商品仲介業者の営業所等のうち小規模なもの(例えば、小規模な郵便局等)に関して、金融商品取引業者等や金融商品仲介業者に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配慮する。</u>